

施策評価管理シート

施策体系	政策	2	美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち	2018(平成30)年6月作成	
	基本施策	5	快適な生活環境づくり	担当部局名	部局長名
	施策	1	住宅・住環境	都市整備部	谷本 浩司

1. 施策の基本方針 Plan

- ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが快適で安心して暮らせる住まいづくりを促進します。
- 増加する空き家の対策及び利活用を促進するとともに、若者世帯の定住を促進するための住宅施策に取り組みます。
- 公営住宅法の趣旨にのっとり、真に住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を提供します。
- 市民の生命や財産を守るため、木造住宅の耐震補強等に対し支援を行い災害に強いまちづくりを進めます。

2. 現状と課題 Plan

- ・ 昨年、耐震診断受診率が低迷している状況にあります。
- ・ また、無料耐震診断の結果、安全性が不足していると判定された建物においては補強設計、補強工事と順次安全確保に努めてもらう必要がありますが、所有者の多額な費用負担の面より設計、工事についても診断と同様に低迷している状況です。
- ・ 今後も国や県と協力し支援を継続していく必要があります。
- ・ 市営住宅等の長寿命化については、引き続き長寿命化計画に基づく改修により、耐久性の向上をはかり既存ストックの有効活用に努める必要があります。
- ・ 管理不全空き家の所有者に対して条例・特措法に基づいて指導等を行っても対応されない場合が多数あることから、更なる厳しい対応を行う必要があります。
- ・ 既存市街地、住宅開発地、農村・山間集落の異なる住宅地タイプの地域において、それぞれの地域に合った空き家の利活用に関する取組を検討していく必要があります。

○ 施策指標（目標）及び達成状況 Plan Do

施策指標（目標）の内容（単位）		現状値 (H26)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	進捗率
安心して暮らし続けることができる住環境にあると感じている市民の割合（％）	目標	-	-	-	67.0	0.0%
	成果	62.2	63.5	54.9		
昭和56年以前建築の木造住宅耐震診断受診率（％）	目標	-	-	-	20.00	59.9%
	成果	16.56	18.10	18.62		

3. 課題解決への取組内容（平成29年度） Plan Do

計画	実績及び主な成果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も昭和56年以前に建築された住宅が多く存在する団地を訪問し、耐震の必要性や重要性、また補助制度の説明等の啓発活動を行い耐震促進を啓ります。 ・ 長寿命化を図るべき住宅については、耐久性向上のための改修工事を継続して実施します。 ・ 特に危険度の高い空き家の所有者に対し、特措法に基づく行政代執行も視野に入れた厳しい態度で挑みます。 ・ 住宅地タイプ別に1箇所ずつ空家等利活用促進地域を指定し、若年層の移住・定住に繋がる取組の検討・実施を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度、木造住宅耐震診断の啓発として、富貴ヶ丘団地180件を2回に分けて訪問し、9件の診断申込みがありました。 ・ 更に、広報誌やFMなばりでの啓発をおこない全体として19件の申し込みがあり、そのうち15件の無料耐震診断を実施しました。 ・ 名張市営住宅等長寿命化計画に基づき年次的に改修工事を進めており、本年度においても引き続き改良住宅2棟4戸の長寿命化改修工事を実施しました。 ・ 管理不全空き家に対する苦情が161件（継続54件含む）あり、特定空家等4件のうち1件の解決を図りました。また、管理不全空き家149件のうち101件の解決を図りました。 ・ 空き家バンクの利用促進を図るとともに、移住者に対するリノベーション費用の補助1件により2名が、また子育て世帯に対するリノベーション費用2件により7人が移住されました。

4. 成果を踏まえた課題や現状 Check

- ・ 耐震診断受診率については、年々増加はしているものの伸び率は低迷している状況にあります。
- ・ また、診断結果により耐震性が不足していると判定された建物は、補強設計と補強工事をおこない順次安全確保に努めてもらう必要がありますが、特に建築年度の古い建物は補強工事費用が高額となることが多いため、補強工事まで実施されないケースが大半となるのが現状です。
- ・ 今後についても更に国や県と協力し支援を継続していく必要があります。
- ・ 市営住宅等の長寿命化については、引き続き長寿命化計画に基づく改修により、耐久性の向上をはかり既存ストックの有効活用に努める必要があります。
- ・ 管理不全空き家の所有者に対して条例・特措法に基づいて指導等を行っても対応されない場合が多数あることから、行政代執行を含む厳しい対応を行う必要があります。
- ・ 既存市街地、住宅開発地、農村・山間集落の異なる住宅地タイプごとに空家等利活用促進地域を指定して、それぞれの地域に合った空き家の利活用に関する取組を検討・実施しました。

5. 課題解決への取組内容（平成30年度） Action

- ・ 今後も昭和56年以前に建築された住宅が多く存在する団地の訪問は基より、耐震の必要性や重要性、また補助制度の説明等の啓発活動や専門家による相談会を行い耐震促進を啓ります。
- ・ 長寿命化を図るべき市営住宅については、引き続き耐久性向上のための改修工事を実施します。
- ・ 倒壊の恐れのある危険な特定空家等のうち所有者自らが対応されない場合は、行政代執行を行っていきます。
- ・ 空家等利活用促進地域における取組の検討・実施をさらに進めていきます。

6. 行政評価委員会による総合評価 Check

増加傾向にある市内の空き家について、適正管理や利活用について、所有者への啓発を進めること。